【Daily 日本史】~律令制度~

【問】 2003 年 法政大学 経営(経営戦略/市場経営)

つぎの文章は, 「万葉時代の貴族」と題する, ある高名な古代史学者の概説の一部を基としている。 それを読んで、下記の問いに答えよ。

律令制を支えたものは、公地公民主義に立脚した班田制である。官僚制も基本的には全てそれを前提 として組み立てられており、それを維持する組織にほかならない。したがって官僚は一定額以上の私田 を子孫に伝えたり、一定額以上の俸禄を得ることは許されない。 中央政府の命令は国司― 1 ― 2 を通じて庶民に伝達され、地方と中央とは四度使によって密接 に連絡され、出先官庁の業務は中央で監視されている。民衆は戸籍・計帳によって一人残らず掌握され る。官僚の序列は位階によって等差が設けられ、位階と官職とは原則として相応ずるように仕組まれて いる。位階や官職の昇進には徳行・才用が重んじられ、門閥は問題とされない。同じ官司の a 等官 以上には三等親以上の親族を任ずることは許されない。こうした門閥主義の排除は、大宝・養老律令に よってようやく完成したが、その編纂者も、総裁である 3 や、 4 を除けば、帰化人の子孫や卑 姓の学者であった。 4 その人にしても 5 では未だ若年で功を立てることが出来ず、父 6 の 功業に寄りかかるだけでは、廟堂の中心に立つことは出来なかったであろう。 4 の進出には、彼自 身の手腕に待つところが大きかったのである。同様に、7の政権下などで地方豪族出身の者や、仏 教界を通じてではあるが卑姓の者が政界の高い地位に座ることが出来たことも、律令制以前には夢想だ に出来なかったことである。 しかし律令制には他の反面があり、この反面こそいくら強調してもしすぎることはない程、律令制社 会の本質を露骨に示している。代表的なものが 8 の制と外位の制である。 8 とは b 位以上 の子が c 才に達するとその父祖の位階に応じ一定の等差に従って位を授けられるもので、官吏登用 の国家試験合格者に比べてはるかに有利であった。 そもそも国家試験を受験する機会にめぐまれた者の大部分は 9 生であり、少数の 10 生であった が、その 9 生になる資格を持った者は b 位以上の子孫、東西史部の子、 10 の修了者などに 限られ, 10 性になり得る資格を持ったのは 1 の子弟に限られていた。結局受験という実力主義 の道も、実は主として有位者のみに開かれていたのであって、 8 の制の前には全く無力なものであ った。しかも仮に国家試験に合格して官途についても、令文上にこそ規定はないが、なお門閥の差が後々 までついてまわるように仕組まれていた。例えば 8 によって出身した者は, a 等官の内, 主典 を経ること無く直ちに判官に任官して進むのであって、その後の昇進に有利なように一定の法則が存在 していたのである。

こう見て来るとき、律令的官僚といっても実は生まれながらの身分的に動きの取れない程に縛り付けられた社会の一分子であるに過ぎぬということが必然的に導き出されてくる。しかし個人の能力・政治的な力関係で、ある程度はその身分的な障壁を打ち破ることは出来た。先に 4 などを例にあげた時述べたように、奈良時代にあっては、何か動乱があったり、政権の交替があると、にわかに進出したり、没落したりする氏族があったことも忘れてはならないのである。

間1 空欄 1 ~ 10 について、適当な語句を次から選んでその記号をマークせよ。

ア 藤原鎌足 イ 衛 士 ウ 村 首

エ 藤原不比等 オ 白村江の戦い カ 勧学院

キ 藤原冬嗣 ク 蔭 位 ケ 博 士

コ 国 造 サ 刑部親王 シ 壬申の乱

ス 舎人親王 セ 長屋王 ソ 藤原広嗣

タ 文 章 チ 大 学 ツ 藤原仲麻呂

テ郡司 ト国学 ナ科挙

ニ 修学院 ヌ 里 長 ネ 名 主

ノ 持統天皇

問2 空欄 a ~ c について、適当な数字を次から選んでマークせよ。

ア 3 イ 4 ウ 5 エ 6 オ 18

カ 21 キ 23 ク 24 ケ 40 コ 60

【解答】

問1 1 テ 2 ヌ 3 サ 4 エ 5 オ

6 7 7 9 8 9 9 F 10 F

問 2 a イ b ウ c カ